

令和6年度

豊沢川農業水利事業

豊沢ダム周辺整備他実施設計（その2）業務

特別仕様書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1—1 条

豊沢川農業水利事業 豊沢ダム周辺整備他実施設計（その 2）業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「建築共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第 1—2 条

この業務は、国営豊沢川土地改良事業計画に基づき建設される豊沢ダムのダム管理所外構補足設計、旧管理所周辺設計、旧放流設備周辺設計、堤体周辺部附帯施設設計、水位計局舎補修設計、基礎排水孔揚圧力対策の検討等を行うものである。

(場所)

第 1—3 条

この業務の対象である豊沢ダムは、岩手県花巻市豊沢地内で別紙— 1 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第 1—4 条

この業務概要は下記のとおりである。

豊沢ダム周辺整備設計 1 式

内訳

1. ダム管理所外構補足検討	1 式
2. 旧管理所周辺設計	1 式
3. 旧放流設備周辺設計	1 式
4. 堤体周辺部附帯施設設計	1 式
5. 水位計局舎補修設計	1 式
6. 基礎排水孔揚圧力対策の検討	1 式

(土地の立入り等)

第 1—5 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1—16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第 1—6 条

1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調

査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1－7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2. 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 5・6 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第 1－30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4－1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約

不適合」という。) であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1－7 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
4. 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－8 条

業務請負書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－9 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－河川、砂防及び海岸・海洋 地質及び基礎 建設－地質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋

		地質及び基礎 鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学 工学	
シビルコンサルティング マネージャー	河川、砂防及び海岸・海洋 地質及び基礎 鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

(照査技術者)

第 1－10 条

1. 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－河川、砂防及び海岸・海洋 地質及び基礎 建設－地質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋 地質及び基礎 鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学 工学	
シビルコンサルティング マネージャー	河川、砂防及び海岸・海洋 地質及び基礎 鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1—11 条

担当技術者は、共通仕様書第 1—8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1—12 条

共通仕様書第 1—11 条における業務組織計画の作成、共通仕様書第 1—12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする、なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられる技術者を登録対象とする。

(保険の加入)

第 1—13 条

受注者は、共通仕様書第 1—37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(対象施設)

第 2—1 条

本業務における対象施設は次のとおりである。

豊沢ダム 1カ所

(参考図書)

第 2—2 条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2—1 条によるほか建築共通仕様書 3. 3 によるものとする。

(貸与資料等)

第 2—3 条

貸与資料は、次のとおりとする。

分類	貸与資料	数量
河川協議資料	国営豊沢ダム 河川法第 23 条・第 24 条及び第 26 条第 1 項に関する同法第 95 条協議 水利使用変更協議書	1 部
報告書	平成 28 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム取水施設補足設計その他業務	1 部

分類	貸与資料	数量
	平成 30 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム管理事務所実施設計業務	1 部
	令和 4 年度 豊沢川農業水事業 豊沢ダム河川協議資料他作成業務	1 部
成果品	平成 29 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム基礎排水孔工事	1 式
	令和元年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム管理事務所建築工事	1 式
	令和 2 ～ 3 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム放流施設下部工その他工事	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－4 条

第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員からの請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－2 作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 現地踏査	1 式	
2. ダム管理所外構補足検討	1 式	
3. 旧管理所周辺設計	1 式	
4. 旧放流設備周辺設計	1 式	
5. 堤体周辺部附帯施設設計	1 式	
6. 水位計局舎補修設計	1 式	
7. 基礎排水孔揚圧力対策の検討	1 式	
8. 概算工事費の算定	1 式	
9. 照査	1 式	

10. 点検取りまとめ	1 式	
-------------	-----	--

(設計作業の留意点)

第 3－2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。
 なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。
2. 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
3. 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
4. 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
5. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
6. 第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
7. 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・ 新技術情報システム（NETIS）
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
8. 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行うものとする。
9. 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討するものとする。
10. 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
11. 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上で作業を行うものとする。

なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。

12. 基礎排水孔揚圧力データ取りまとめの結果、地質官等の専門家の助言が必要となった場合は、説明資料の作成、現地立会等の追加について協議するものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条

契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- 1）設計条件・前提条件
- 2）業務計画の妥当性
- 3）スケジュール
- 4）設計変更内容
- 5）その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

- （2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費は現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地踏査経費に含まれている。

「照査の確実な実施（最終打合せ）」の照査技術者自身による報告に必要な経費は、最終打合せ経費に含まれている。

5. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施

工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

6. 業務確認会議において確認した事項については、発注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ(基本条件整理段階)
第3回	中間打合せ(設計方針策定段階)
第4回	中間打合せ(細部設計段階)
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R、若しくは DVD-R)により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県花巻市下北万丁目197-3

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

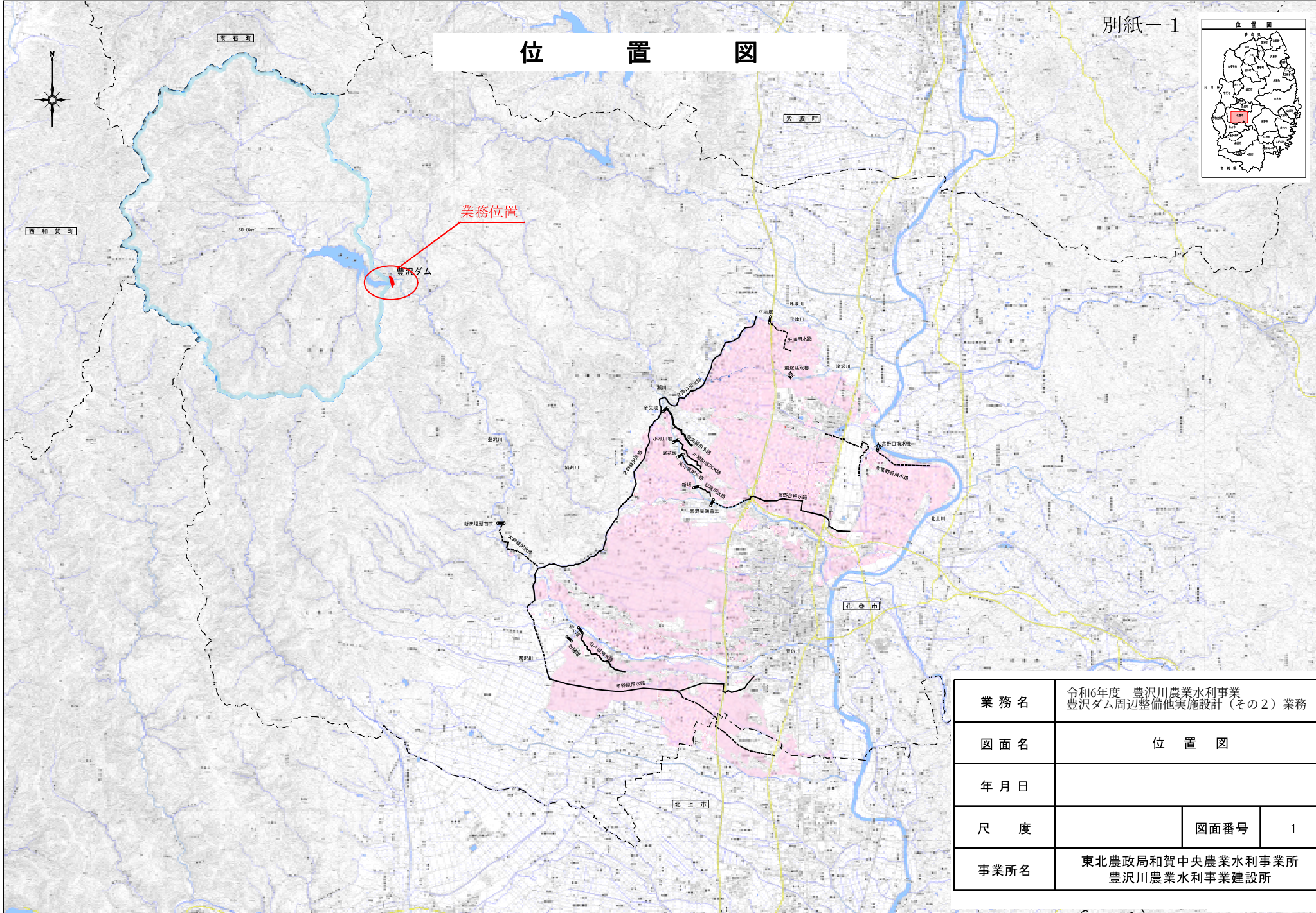
1. 第2-1条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
2. 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
7. 設計条件確認に当たり仮設工事が必要となった場合
8. 現地調査の結果、補足設計が必要となった場合
9. 取水施設建屋に設置予定のモーターサイレン、監視カメラの構造検討等が必要となった場合
10. 本業務対象以外のダム局舎の設計検討が必要となった場合
11. 貯水池進入路路線の変更が必要となった場合
12. 施工計画の検討が必要となった場合
13. その他

第7章 定めなき事項

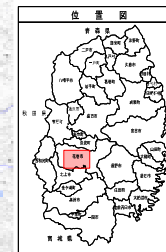
(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙ー1



業 務 名	令和6年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム周辺整備他実施設計（その2）業務		
図 面 名	位 置 図		
年 月 日			
尺 度		図面番号	1
事業所名	東北農政局和賀中央農業水利事業所 豊沢川農業水利事業建設所		

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 現地踏査	設計箇所について現地踏査及びダム管理者及び施設操作受託者から聞き取りを行う。	○
2. ダム管理所外構補足検討	豊沢ダム管理所外構について、過年度設計結果のうち西側車庫前の県道摺付部について、県道との段差が大きいことから、現況を踏まえ補足設計、図面作成及び数量計算の修正を行う。	○
3. 旧管理所周辺設計		
3-1. 旧管理所外構工の設計	豊沢ダム旧管理所跡地（約700m ² ）について、駐車場として利用するための実施設計、図面作成、数量計算を行う。	○
3-2. 艇庫補修の設計	係船設備艇庫（木造平屋建、基礎部Co、82.8m ² ）について、基礎コン部に一部鉄筋露出等が見られることから補修工法を検討するとともに、図面作成及び数量計算を行う。	○
3-3. 石積補修設計	旧管理所ダム湖側の石積み部について、一部崩落及びはらみが見られることから補修内容を検討するとともに、図面作成及び数量計算を行う。	○
4. 旧放流設備周辺設計		
4-1. 旧放流設備閉塞工の設計	新放流設備完成に伴い使用しなくなった旧放流設備（L=5.3m、W=3.0m、H=3.0m）について、閉塞（エアモルタル等充填を想定）のための実施設計、図面作成、数量計算、施工計画策定を行うとともに、河川協議資料を作成する。	○
4-2. 漏水観測柵の補修設計	漏水観測柵について、既設電線の撤去、老朽化しているステップ、柵蓋の改修をダム管理者の意見を参考にしながら実施設計を行うとともに、図面作成、数量計算、施工計画策定を行う。	○
5. 堤体周辺部附帯施設設計		
5-1. 取水塔侵入防止柵設計	取水設備建屋周囲の侵入防止柵（扉）について、既設扉を流用しているが、サイズが異なることから補足設計を行うとともに、図面作成、数量計算を行う。	○
5-2. 堤体下流右岸排水処理	堤体下流右岸の観測用排水管について、現位置では冬期の観測が困難なことから、放流設備付近まで管路延長（L=約15m）の補足設計を行うとともに、図面作成、数量計算、施工計画策定を行う。	○
5-3. 左岸排水対策の検討	堤体左岸法面下部の側溝（L=約30m）について、逆勾配となっており排水の滞水及び逆流がみられることから改修方針を検討し、図面作成、数量計算を行う。	○
5-4. 左岸下流階段開口部閉塞設計	左岸下流階段部について、部外者の立ち入りを防ぐため開口部の閉塞を検討し、図面作成、数量計算を行う。	○
5-5. 取水施設建屋附帯設備検討	取水施設建屋屋上に移設する計画となっているモーターサイレン及び監視カメラについて、過年度実施した建屋構造計算で荷重が見込まれていないことから、両設備の載荷可否を検討する。	○
6. 水位計局舎補修設計	RC構造の佐野、鉛、幕館の各水位計局舎（各A=約4m ² ）について、ドア交換及び屋根防水等の補修工法検討、図面作成、数量計算を行う。	○
7. 基礎排水孔揚圧力対策の検討	過年度業務成果（令和4年度）に発注者が提供する最新の観測データを追加し、漏水量、揚圧力の観測記録を整理するとともに履歴図、相関図を作成する。併せて、9BL、10BL、11BL、12BL、13BL、14BLの安定計算を実施し、その結果を踏まえ今後の対策を検討する。	○
8. 概算工事費の算定	2～6の各検討項目について見積仕様作成を含む概算工事費を算定する。	○
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
10. 点検とりまとめ	上記項目について点検及び報告書作成を行う。	○